

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例に規定する秋川溪谷瀬音の湯については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第1号の規定により、新四季創造株式会社に次のような理由により管理を行わせる。

理由

秋川溪谷瀬音の湯は、地域の活性化を目的として、癒しと学びをテーマに事業展開している十里木・長岳周辺地域観光拠点整備事業の中心施設であり、平成19年4月の開業に向けて整備を進めている。

当該施設の運営主体については、売上の拡大と利益の追求を求めて施設の運営管理をすることから、民間における高度なサービス、柔軟な人事体制、運営管理業務に対する弾力的対応等が必要となるため営利法人とし、あきる野市の特性を活かした観光振興策を踏まえた地域活性化策の展開という事業目的の達成に向け、官民一体となった取組が必要であることから、市が出資し、その経営に参画することが可能な第3セクター方式とする。

この考え方の下、市をはじめ、あきる野商工会、秋川農業協同組合、あきる野市観光協会及び地元団体の十里木・長岳農畜産物等直売組合が出資し、平成18年7月に設立された新四季創造株式会社は、経営環境の変化に対応した健全な経営の実践を基本に、単に利益を追求するばかりでなく、地域活性化に貢献することを最大の使命として、地域との密接な連携を図り、地域に根ざした活気ある社会づくりに貢献することなどを経営の基本方針に掲げている。

このことから、地域の活性化のための中心施設である秋川溪谷瀬音の湯の管理には、地域住民による魅力ある地域づくりを市と協働しながら進め、地域にも経済波及効果をもたらすことができるよう、収益性の追求を達成することを目指し設立した、新四季創造株式会社とすることが最も望ましいと考える。